

熊本県内の農業者 様

一般社団法人熊本県農業会議会長  
( 公 印 省 略 )

## 「雇用就農資金」令和8年度1回募集開始について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「雇用就農資金」の令和8年度第1回の募集を下記の期間で開始します。

つきましては、応募申請を希望される場合は、別紙「募集チラシ」の応募申請意向をご記入の上、FAX 又はメールでご提出下さい。

なお、応募申請様式等は、募集開始後に当会議ホームページにて入手下さい。また、周囲の農業者の方に関心のある方には、貴職よりお知らせいただければ幸いです。

具

記

### 1 募集内容について

別添「募集チラシ」参照

- (1) 募集期間：2026年3月4日（水）～4月7日（火）
- (2) 支援対象従業員の採用・就業開始時期：2025年6月1日～2026年2月1日間に雇用、就業開始している正社員
- (3) 支援期間：2026年6月1日～2030年5月31日（最大4年間）

### 2 申請方法（募集開始後に以下で申請手続き可能）

下記の3つのいずれかで応募申請可能です。熊本県農業会議ホームページの到着情報から「雇用就農資金募集・採択情報」のページ内に下記の情報を掲載させていただきます。

- (1) オンラインで応募申請書類の作成・ダイレクト申請（一時、データ保存機能有）
- (2) Word で応募書類の作成・メール申請

【申請先】（一社）熊本県農業会議 43koyousyuunou@nca.or.jp

- (3) 手書き作成・郵送申請

【申請先】（一社）熊本県農業会議

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁本館9階

※Word 申請様式や手書き申請様式が欲しい場合は、当会議にご相談ください。

### 3 令和8年度の主な変更点

- ① 申請従業員の年間平均週労働時間を原則 35 時間以上に緩和。
  - 令和7年度までは育児介護に伴う短時間勤務者、障害者以外の従業員については、週 35 時間以上勤務が原則となっていました。
  - 令和8年度は、その要件が緩和され、例えば病気治療と仕事の両立等を理由として、週 30 時間以上 35 時間未満の勤務になっているフルタイム勤務者の申請も可能となっています。
  - 申請を予定する場合は、ご相談ください。
  - 週労働時間要件の緩和は、上記の様な多様な働き方が事業を活用する現場サイドでも出ている中で、それに対応した要件緩和となっています。

## ② 研修時間要件の緩和

- 令和7年度までは、1年を通して研修指導者が支援対象従業員の仕事を一緒に行い、応募時の研修計画に基づき農業技術等の研修を年間300時間以上（4年間で1,200時間以上）、行うことが条件でした。
- 令和8年度からは、この要件が緩和され、研修時間の数字目標が削除され、1年を通して研修計画に基づき研修を行う事が条件となっています。
- これにより、従業員の成長に応じて、1年目は300時間、2年目は250時間、3年目は200時間、4年目は150時間という具合に、研修時間の調整が可能となっています。
- 研修時間の要件緩和は、事業活用者からも要望が多かった為、変更となっています。

## 4 「雇用就農資金」に係る連絡先

一般社団法人熊本県農業会議 農政・担い手対策課 担当：岩崎、樫木、清原

TEL：096-384-3333、FAX：096-385-1468

Mail 43koyousyuunou@nca.or.jp

以上